

埼玉県主要農作物奨励品種等の決定・~~廃止~~基準（改正案）

平成 30 年 4 月 1 日

埼玉県農林部

埼玉県種苗審議会

1 奨励品種の考え方について

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第 3 条に基づき、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）の決定基準について、定めるものとする。

奨励品種の種類は、「奨励品種」、「準奨励品種」及び「認定品種」とし（以下「奨励品種等」という。）、それぞれの採用及び廃止基準は、以下のとおりとする。

~~奨励品種に採用及び廃止基準については、主要農作物種子制度の運用について（昭和 61 年 12 月 18 日付け 61 農蚕 6800 号農林水産省農蚕園芸局長通知）で規定されている。~~

~~そこで、同運用通知に基づいて県の奨励品種等の決定・廃止基準を定めた。~~

2 奨励品種の採用基準

収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種と比較して優れていると認められ、県が積極的に奨励しようとするもの。

3 準奨励品種の採用基準

優良な特性を有している品種であって、次に掲げる条件のもと、県が計画的に普及を図ろうとするもの。

- (1) 作期、収量、病虫害抵抗性等（品種の特性など）から、特定の地域に限って普及する必要があるもの。
- (2) 実需者などの要望に基づいて、地域・数量を限定して普及するもの。
- (3) 実需者評価の低下や他の優良な品種の採用などにより、作付面積を減少させたりする必要のあるもの。
- (4) その他、一定の条件を付けて普及するもの。

4 認定品種の採用基準

有望と認められる品種であって、次に掲げる条件のもと、県として普及に移行するために必要な措置をするもの又は極めて限定的な普及とするもの。

- (1) 有望な新品種・系統などで、奨励品種又は準奨励品種採用時に速やかに普及できるような種子の増殖（原種生産及び採種ほ産種子生産）を行うもの。
- (2) 適地の範囲、地域適応性又は市場性等の確認を行うため、暫定的に生産するもの。
- (3) 特定用途向け品種で、その需要は極めて限られているが、重要な位置づけを持つもの。

5 奨励品種等の廃止基準

奨励品種等に採用された後、次のいずれかに該当すると認められたときは、当該奨励品種等を廃止することができる。

- (1) 奨励品種等に採用した時点と特性が変化し、採用基準を満たさなくなった場合。
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- (3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- (4) 新たな奨励品種等によって代替が可能である場合。
- (5) 当該品種の種子の供給が困難になった場合。

6 奨励品種等の公表について

- (1) 奨励品種及び準奨励品種については、決定後速やかに県報に登載するものとする。
- (2) 認定品種については、決定後速やかに関係機関、関係団体等に通知するものとする。